

公募班（小学生対象の民主主義理解教育の提案とその効果検証）本年度の活動報告

長谷川真里
（横浜市立大学）

キーワード：法教育、民主主義、道徳判断

1. 本プロジェクトの目的

本研究は、小学校高学年を対象とした法教育の授業を企画し、その効果を検証し、さらにその成果を広く一般に知らしめるものである。法教育で育成すべき資質は、多様であり総合的なものである。これまで、教育学、法学、心理学において独立して検討され蓄積されてきた知見を融合してこそ、真に子どもの発達に寄与する法教育実践が開発できると考える。本研究は、発達心理学者、教育学者、教育者、弁護士の協同により、それぞれの専門的知識と技術を用いて、法教育の実践プログラムを提案し、その効果を検証すること、また、実効性のある教案や子どもの実態把握のためのツールを公開することで、法教育の実践の議論の拡大を目指すことを目的とする。本年度は、(1) 法と心理学会大会でのワークショップ開催、(2) 小学5年生に対する法教育の実践およびその効果検証を予定している。本稿では、(1) については第2節でその概要を紹介し、2月に実施予定の(2) については第3節で計画案および質問項目の一部を掲載する。

2. 法と心理学会ワークショップ

法と心理学会第13回大会（武蔵野美術大学鷹の台キャンパス）において、「道徳判断研究の最前線」と題したワークショップを開催した。話題提供者として有馬齊氏、唐沢穰氏、高橋征二氏、指定討論者として外山紀子氏に登壇いただいた。日時は平成24年10月21日、13時から15時まで(2時間)であった。

まず、倫理学（有馬 齊）、社会心理学（唐沢 穰）、進化心理学（高橋征二）の立場から、道徳判断に関する研究の現状と課題の報告があった。3名の話題提供者に共通したテーマとして、論理（理性；reason-based）と直観（感

情；intuitive-based）の問題を指摘したい。有馬はジョナサン・バロン、ジョシュア・グリーンらをひきながら、「道徳的直観は多くの場合、考慮するに値しない論点によって歪められて」おり「感情的でバイアスのかかった」判断と「論理的で信頼できる」判断を区別すべきという考え方を紹介した。両者の関係について、唐沢は「論理（理性）が直観に追従する」とし、両者がともに量刑判断に影響を与えることを実証データに基づき議論した。さらに高橋はジョナサン・ハイトの「象と象使い」のメタファーを紹介しながら、論理（戦略的推論）が操っているようにみえても実は直観によって操られているという道徳判断の特性を指摘した。かつてトバスキーとカーネマンは直観的な確率判断と数学的正解の間に大きな相違があることを指摘し、これをヒューリスティクスと呼ばれる直観的な判断方略により説明した。ヒューリスティクスは論理的には誤っているものの、限られた情報処理能力や知識、時間のなかで素早く大まかな判断を導くという点で、適応的にはきわめて大きな意味をもっている。これと同じことが、道徳判断場面において働く直観にも認められるとは考えられないだろうか。

本ワークショップのねらいのひとつは、様々な分野の研究成果をふまえ、法教育への応用を考えることにあった。日本の伝統的な道徳教育は心情主義あるいは徳目主義と呼ばれ、他者の気持ちを想像する・思いやることを通して、道徳的価値の重要性を感じ取らせる実践が主流となってきた。一方の法教育では、法を基礎づける基本原則と価値に関する知識と技術の習得が目指されており、与えられた情報を鵜呑みにせず、論理的に思考する力（批判的思考）の育成に主眼がおかれている。では、道徳教育に

何を加えると法教育の目指す力が育成できるのか。それとも両者は根本的に異なるものなのか。それぞれの立場から、法教育のあるべき姿について議論が期待される。

3. 小学校での法教育実践

3.1 研究の背景 自由で公正な社会を作るためには、その担い手の育成が不可欠である。子どもに対する法教育は、新学習指導要領にも明確に位置づけられており、その重要性と緊急性は論をまたない。これまで、法曹関係者と小・中学校など学校現場の教育者の連携により、先駆的に法教育の実践が行われてきた。しかしながら、学校教育場面では、法教育ということば自体それほど認知されていないのが現状である。また、どのような能力の育成を目指せばよいのかという認識が共有されているともいいがたい。さらに、これまでの法教育の実践は、心理学で明らかにされてきた子どもの発達の実態が必ずしも十分に考慮されてはならず、実践の効果の検証が行われていないという問題点を指摘できる。

子どもの法的概念の理解や判断の発達は、発達心理学のなかの社会認識研究や道徳性発達研究の領域で研究されてきた。ひとくちに道徳的価値概念といっても、友情や親切といった「対人関係」の問題から、「社会正義」の問題まで幅広いが、なじみのある文脈であれば、小学生でも抽象的な政治的概念に対して理解を示すことが明らかになっている。特に小学校高学年から中学生の年代で発達的な変化が大きい。そこで、小学5年生を対象とした授業を行い、授業前後テスト（プレテスト-ポストテスト）パラダイムを用いて、授業の効果の検証を行う。

3.2 実施授業案 民主主義の理解を、子どもにもなじみのある「集団決定」の場面を用いて促進する。「みんなで決めてよいこと/いけないこと」を、ディスカッションを通して考え、民主的な意思決定のプロセスや個人の権利の理解をはかる。1日2コマを1セットとする。

3.3 方法 授業を行う授業群と、同時期に授業を行わない統制群の2群を構成する。授業群

に対しては3.2に示した授業実践を行う。授業群と統制群それぞれについて、プレテスト（実施2週間前）、ポストテスト（直後ポストテスト、1ヶ月後ポストテスト）を実施し、群間比較を行う。同時に、授業群での授業実践をビデオに撮影し、授業時の教師と子どものやりとり、子ども間のやりとり、論点の分析を行う。授業実施は2013年2月第1週を予定している。

3.4 テスト項目 プレテスト・ポストテストは、当該授業の効果測定のために、法教育の目的に対応したものを使用する。具体的には、(1)社会に対する関心意欲を測定する尺度、(2)授業に対応した形での、集団決定に関する質問項目を予定する(Table1)。

Table1 プレテスト・ポストテストで使用する質問項目（一部抜粋）

あるクラスで、次のことを、クラスみんなのすることとして決めようとしています。クラスみんなのすることとして決めたら、クラスみんなが守らなければいけないということになります。

それぞれについて、クラスで決めるべきだと同意しますか？「ぜったい決めるべきである」「決めるべきである」「決めるべきではない」「ぜったい決めるべきではない」の中から、ひとつだけえらんで、○をつけてください。理由も書いてください。

〈1〉こぼしてもそうじが汚いので、お弁当はハンを持ってくる。

クラスみんなのすることとして…

ぜったい 決めるべきである	決めるべき である	決めるべき ではない	ぜったい 決めるべきではない
------------------	--------------	---------------	-------------------

それはなぜですか？理由をかくてください。

連携研究者：外山紀子（津田塾大学）、吉岡昌紀（清泉女子大学）

研究協力者：梅田比奈子（横浜市教育委員会 主任指導主事）、村松剛（弁護士 横浜弁護士会所属）